



島根県報

令和8年4月14日（火）

第 7 1 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の定款変更の認可（2件）	（農 村 整 備 課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（ ” ）	2
島根県立ふるさとの森ふるさと森林公園に係る使用料の徴収事務の委託の解除	（林 業 課）	2
島根県立ふるさとの森ふるさと森林公園に係る使用料の徴収事務の委託	（ ” ）	3
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	3
内水面における遊漁規則の変更の認可（3件）	（水 産 課）	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（ ” ）	8
県が管理する港湾施設に係る使用料の徴収事務の委託の解除（3件）	（港 湾 空 港 課）	8
包括外部監査契約の締結	（監査委員事務局）	9

【公 告】

液化石油ガス販売事業者の認定	（消 防 総 務 課）	10
基本測量の終了	（技 術 管 理 課）	10
公共測量の実施	（ ” ）	10
公共測量の実施の変更	（ ” ）	11
公共測量の終了	（ ” ）	11

告 示

島根県告示第242号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、静間川沿岸土地改良区の定款変更を令和8年4月6日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第243号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、隠岐の島町土地改良区の定款変更を令和8年4月6日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第244号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
雲南中央地区（宮之谷工区）区画整理事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	令和7年12月9日
雲南中央地区（上乙多田下工区）区画整理事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	令和8年2月12日
雲南中央地区（東谷北工区）区画整理事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	令和8年3月4日

島根県告示第245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地
特定非営利活動法人もりふれ倶楽部
松江市島根町野波351番地
 - 委託した歳入の種類及び事務の内容
島根県立ふるさと森ふるさと森林公園森林学習展示館学習室の使用料の徴収事務
 - 委託の解除年月日
-

令和8年3月31日

島根県告示第246号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項の規定により告示する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地
特定非営利活動法人もりふれ倶楽部
松江市島根町野波351番地
 - 2 委託した歳入の種類及び事務の内容
島根県立ふるさとの森ふるさと森林公園森林学習展示館学習室の使用料の徴収事務
 - 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年2月13日
 - 4 委託の開始年月日
令和8年4月1日
-

島根県告示第247号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市弥栄町門田783-1
 - 2 指定の目的
水源の涵養かん
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)
-

島根県告示第248号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
隠岐郡西ノ島町大字美田字此原2414-1、2414-3、2419-1、2421
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字此原2414-1・2414-3・2419-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第249号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 漁業権者の名称及び住所
神西湖漁業協同組合 島根県出雲市神西沖町915番地1
- 2 漁業権の免許番号
内共第4号
- 3 変更の内容
遊漁料の納付場所の追加
（変更前）
第1条～第4条（略）
（遊漁料の額及び納付の方法）
第5条（略）
2（略）
3 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。
（1）神西湖漁業協同組合事務所（出雲市神西沖町915番地1）
第6条～第9条（略）
（変更後）
第1条～第4条（略）
（遊漁料の額及び納付の方法）
第5条（略）
2（略）

3 遊漁料は、神西湖漁業協同組合事務所又は当組合が指定する取扱所において納付しなければならない。

第6条～第9条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和8年4月14日

島根県告示第250号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 漁業権者の名称及び住所

周布川漁業協同組合 島根県浜田市金城町波佐イ98番地1

2 漁業権の免許番号

内共第7号

3 変更の内容

遊漁の期間及び区域について追加的な制限を加えることができる規定の追加並びに遊漁料の変更

(変更前)

第1条～第3条 (略)

(遊漁期間)

第4条 (略)

2 前項の公表は、組合並びに委託する販売店及び釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイト（URL <https://sufugawa.jimdofree.com>）にて公表するものとする。

第5条・第6条 (略)

(遊漁料の額および納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小学生又は身体障がい者（手帳所持者に限る。）のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具、漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣、籠、つけ針	1日2,000円
うなぎ		1年9,000円
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）		
ごぎ（いわなを含む。）		

(2) (略)

2・3 (略)

第8条～第11条 (略)

(変更後)

第1条～第3条 (略)

(遊漁期間)

第4条 (略)

2 組合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整を図るために、内共第7号第五種共同漁業権行使規則第4条第1項の規定により期間、区域を指定し採捕を禁止した場合は、その範囲で遊漁を禁止することができる。

3 前2項の公表は、組合並びに委託する販売店及び釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイト（URL <https://sufugawa.jimdofree.com>）にて公表するものとする。

第5条・第6条（略）

（遊漁料の額および納付方法）

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小学生又は身体障がい者（手帳所持者に限る。）のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣	1日2,000円
うなぎ		
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）		
ごぎ（いわなを含む。）		
あゆ	手釣、竿釣	1年9,000円
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）		
ごぎ（いわなを含む。）		
うなぎ	手釣、竿釣、籠、つけ針	

(2)（略）

2・3（略）

第8条・第11条（略）

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和8年4月14日

島根県告示第251号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸山達也

1 漁業権者の名称及び住所

三隅川漁業協同組合 島根県浜田市三隅町三隅1431番地

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

遊漁の期間及び区域について追加的な制限を加えることができる規定の追加、禁止区域における禁漁期間の一部延長並びに遊漁に際して守るべき事項における川底をかくはんしてはならない期間の延長

（変更前）

第1条～第3条（略）

(遊漁期間)

第4条 (略)

2 前項の公表は、組合に掲示するほか、組合のウェブサイト<https://www.misumigawa.com> (以下「ウェブサイト」という。)にて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄の漁法は、ウ欄の区域内及びエ欄の期間中において、遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	全漁法	浜田市三隅町三隅地内新三隅大橋上流端から同町三隅地内道正橋上流端から上流300mのところに至るまでの区域	10月10日から11月19日まで
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	
		(略)	

第6条～第8条 (略)

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区域
10月10日から11月19日までの期間、浜田市三隅町三隅地内新三隅大橋上流端から同町向野田いや谷山の尾根先に設置した標柱に至る区域

5 (略)

第10条・第11条 (略)

(変更後)

第1条～第3条 (略)

(遊漁期間)

第4条 (略)

2 組合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整を図るために、内共第8号第五種共同漁業権行使規則第4条第1項の規定により期間、区域を指定し採捕を禁止した場合は、その範囲で遊漁を禁止することができる。

3 前2項の公表は、組合に掲示するほか、組合のウェブサイト<https://www.misumigawa.com> (以下「ウェブサイト」という。)にて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄の漁法は、ウ欄の区域内及びエ欄の期間中において、遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	全漁法	浜田市三隅町三隅地内新三隅大橋上流端から同町三隅地内道正橋上流端から上流300mのところに至るまでの区域	10月10日から11月30日まで

	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

第6条～第8条 (略)

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区域
10月10日から11月30日までの期間、浜田市三隅町三隅地内新三隅大橋上流端から同町向野田いや谷山の尾根先に設置した標柱に至る区域

5 (略)

第10条・第11条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和8年4月14日

島根県告示第252号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和4年島根県告示第254号による保険に付すべき義務は、令和8年3月31日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸山達也

- 1 平田市加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 2 御津加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第253号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令第158条第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸山達也

- 1 委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地
 漁業協同組合 J F しまね西郷支所
 隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一、62番地
- 2 委託した歳入の種類及び事務の内容
 島根県管理港湾重栖港の港湾施設に係る使用料の徴収事務
- 3 委託の解除年月日

令和8年3月31日

島根県告示第254号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令第158条第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地
海士町漁業協同組合
隠岐郡海士町大字福井776-17
 - 2 委託した歳入の種類及び事務の内容
島根県管理港湾知々井港及び御波港の港湾施設に係る使用料の徴収事務
 - 3 委託の解除年月日
令和8年3月31日
-

島根県告示第255号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令第158条第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地
下廣幸将
隠岐郡知夫村1094-3
 - 2 委託した歳入の種類及び事務の内容
島根県管理港湾来居港の港湾施設に係る使用料の徴収事務
 - 3 委託の解除年月日
令和8年3月31日
-

島根県告示第256号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により令和8年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第6項の規定により告示する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和8年4月1日
 - 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
-

契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、12,414千円を上限とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

足立 尚吾 雲南市加茂町加茂中1041番地3

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

公 告

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第88条第2項第1号の規定により公告する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

氏名又は名称	代表者の氏名	住所又は所在地	認定年月日
出雲ガス株式会社	森山 恵介	出雲市上塩冶町2388-1	令和8年3月31日

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和8年3月19日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（成果不整合地域における基準点改測）

2 作業期間

令和7年11月28日から令和8年3月19日まで

3 作業地域

益田市長沢町、馬谷町及び遠田町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和8年4月1日から同年6月30日まで

3 作業地域

出雲市斐川町直江地内

令和7年11月7日付け島根県報第667号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、島根県知事から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量、現地測量及び路線測量（河川・道路））
- 2 作業期間
（変更前）令和7年10月28日から令和8年3月27日まで
（変更後）令和7年10月28日から令和8年8月31日まで
- 3 作業地域
浜田市三隅町地内及び益田市美都町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年3月25日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図作成）
- 2 作業期間
令和7年9月8日から令和8年3月25日まで
- 3 作業地域
松江市東出雲町地内